

秘密指定解除 公文書監理室

秘
密
指
定
解
除

決 裁 書

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アジア局長 参事官 北東アジア局長 地域調整官 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (104年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 5 月 7 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 菊池 2415
協 議 先 会 計 課 長 () 調 査 官 () 首席事務官 () 主 計 室 () () ()		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添) 件 名 在韓被爆者支援(平成4年度23億円)の拠出について		
GA-1 (昭和三十九年4月1改正) 外 務 省 調査番号		

在韓被爆者支援特別基金拠出金(平成4年度分23億円)の拠出について

1. 設立経緯

- (1) 平成元年度より、後遺症等に苦しんでいる在韓被爆者に対し、韓国国内での治療等を支援するために、大韓赤十字社に対し、支援を実施。(元年度、2年度各々4,200万円ずつ。尚、右支援は「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」の一部として支出。)
- (2) しかし、韓国政府は、在韓被爆者問題の抜本的解決のため、思い切った支援の拡大を要望。右を踏まえ、21世紀に向けて新たな日韓関係を開くために、本問題を解決すべく、90年5月の盧泰愚大統領来日の~~機~~の首脳会談で、海部前総理より、「医療面^ハ今後総額40億円程度の支援を行っていく」旨意図表明。
- (3) これを踏まえ、韓国政府が行う被爆者対策に対し、平成3年度はその一部として17億円を拠出したところ。

2. 拠出の要領

平成4年度の23億円の拠出については、平成3年度における拠出の要領を踏襲することし、以下のとおりとする。

(1) 拠出先

本件予算は以下の理由により大韓赤十字社を拠出先とする。

- (イ) 上記1. (1) の各4,200万円及び1. (3) の17億円の支援は、大韓赤十字社を窓口としていること。
- (ロ) 韓国における被爆者対策は保健社会部の監督の下^ハ大韓赤十字社が中心となって行っていること。
- (ハ) 大韓赤十字社は本件予算の目となっている「国際機関等」に適合していること。

(2) 拠出手続

- (イ) 両国政府間の23億円の拠出に関する「口上書」(別添1)の交換。
- (ロ) 日本政府(駐韓国日本大使)と大韓赤十字社(総裁)との間の書簡(別添2)の交換。また、大韓赤十字社側の書簡には「在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の使用に関するガイドライ

ン」(別添3)を添付。

(3) 韓国政府、大韓赤十字社との間の確認事項

(イ) 上記の(2)による拠出手続きをとること。

(ロ) 拠出金の使用は、「在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の使用に関するガイドライン」(別添3)に沿って行われること。

(ハ) 本件支援は、あくまで韓国政府が行う被爆者対策に対するものである。同政府の被爆者対策にかかる全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況の詳細につき説明を受け、本件支援実施に問題がないことを確認することとする。(必ずしも文書による確認の必要はない。)

3. ついては、以上の本件拠出金の拠出に関する我が方の考え方を韓国政府に説明し、了解を取り付けた上で、~~できるだけ速やかに~~本件拠出金を拠出することとする。

2.12)の千億を総額として

(日本政府発 韓国政府宛 口上書)

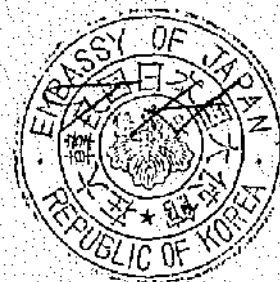
EMBASSY OF JAPAN
SEOULNo. ~~P-450~~

NOTE VERBALE

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea and has the honour to inform the Ministry that the Government of Japan has the intention to assist from the humanitarian point of view and in the light of historical background, the ROK Government in its implementation of the programs to extend support for those victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea, in accordance with laws and regulations of Japan. For this purpose, the Government of Japan is ready to contribute as much as ^{two} ~~one~~ billion and ³⁰⁰ ~~700~~ million yen for fiscal year ¹⁹⁹² ~~1991~~ to "The Red Cross Society of Korea" (hereinafter referred to as "The Society") for the said programs. Such contributions will be implemented by "the Society" in accordance with the letters to be exchanged between the President of "the Society" and the Ambassador of Japan.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea the assurances of its highest consideration.

1992
Seoul, September 19, 1991



MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
REPUBLIC OF KOREA

DAI-437

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea presents its compliments to the Embassy of Japan and has the honour to refer to the Embassy's note of ~~September 18, 1991 (P-150)~~ ¹⁹⁹² informing the Ministry that the Government of Japan is ready to contribute ² billion and ³⁰⁰ million yen for the victims of the atomic air raids. It is understood that the Government of Japan will contribute to ~~the 80th Government~~ ¹⁹⁹² ~~1/2~~ ³⁰⁰ billion and ~~700~~ ³⁰⁰ million yen for fiscal year ~~1992~~ ¹⁹⁹² as part of the about 4 billion yen pledged by the Government of Japan during President Roh's visit to Japan in May 1990.

~~The Ministry has further the honour to request that the remaining portion of the pledged contribution be made as early as possible.~~

~~In addition, The Ministry has the honour to confirm that such these programs, set up by the Government of Korea, 1/5 implemented by contributions will be transmitted to "The Red Cross Society of Korea" which is to implement the program to support the victims of the atomic air raids who have been in the Republic of Korea. The program will be set up and supervised by the Government of Korea, and implemented in accordance with the letters which will be exchanged between the President of "The Society" and the Ambassador of Japan in 1991.~~

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.

Seoul, ~~September 18, 1991~~ ¹⁹⁹²

0-4 The programs to extend support for these victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea.



駐大韓民國 日本國大使

柳 健 一 貴下

大韓赤十字社は、韓國政府の監督と指導の下に、韓國政府の在韓被爆者 對策に資するため、本件書簡に添附したガイドラインに従い、在韓被爆者にかかる治療費、健康診斷費及び被爆者健康福祉センター建設費等の支援のため、責任をもって日本國政府の據出金²³(~~17~~億円)を使用していくことをここにお約束致します。

つきましては、右據出金²³(~~17~~億円)を別紙に掲げる別口預金口座を通して、當社に據出していただくようお願い致します。

1992

~~1991~~年 ~~10~~月 ~~4~~日

大 韓 赤 十 字 社

總 裁 姜 英 勳

(日本政府発大韓赤十字社宛書簡)

大韓赤十字社総裁

姜 英勲 殿

23

1992

在韓被爆者支援のための日本国政府の拠出金（~~17~~²³億円）に関する~~1991~~¹⁹⁹²年~~10月4日~~付貴総裁書簡を受け取りました。

日本国政府は、歴史的背景を考慮し、人道的見地に立脚し、韓国政府が行う被爆者対策に対し医療面で支援することを目的として、本年度、貴社に~~17~~²³億円を拠出する用意がありますが、右については、貴社が、韓国政府の監督と指導の下に、上記貴総裁書簡に添付されたガイドラインに従い、右拠出金を責任をもって使用することをここに確認し、拠出するものであります。つきましては、両国政府間で確認されたところに従い、上記貴総裁書簡別紙に掲げられた別口預金口座を通じ、本件拠出金（~~17~~²³億円）を貴社に拠出することと致します。

1992

~~1991~~年~~10月4日~~

駐大韓民国日本国大使

柳 健一

在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の
使用に関するガイドライン

1. 大韓赤十字社（以下「韓赤」という）は、韓国政府の監督と指導の下に、日本国政府より受けた在韓被爆者支援のための拠出金計²³~~47~~億円を、韓国政府が作成した在韓被爆者支援計画に基づき、在韓被爆者にかかる治療費、健康診断費、及び被爆者健康福祉センター建設費等を支援するために使用する。
2. 韓赤は、本拠出金を似て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当たっては、可能な限り社団法人韓国原爆被害者協会の意見を尊重し、かつ、同協会の組織を活用する。
3. 韓赤は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。
4. 韓赤は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のための使用され、また、効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。
5. 韓赤は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき、毎年少なくとも1回は日本国政府に報告する。
6. 日本国政府及び韓赤は、拠出金及びその使途に関し、又は、これに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。